

第3章 手 当

○印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の地域手当の 支給に関する規則

平成14年3月22日
規 則 第 8 号

改正 平成18年3月31日規則第6号

(端数計算)

第1条 印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例(平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第4号)第10条第1項の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を持って当該地域手当の月額とする。同条例第26条第4項及び第5項(同条例第29条第4項において準用する場合を含む。)並びに第29条第3項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも同様とする。

(補則)

第2条 この規則に定めるもののほか、地域手当に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。